

## 御前崎市制施行20周年記念冠称事業募集要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、「御前崎市制施行20周年記念事業」又は「御前崎市制施行20周年記念」の冠称を使用して実施する事業（以下「冠称事業」という。）の募集について、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 対象となる団体は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法人、市民グループ等の団体（市内に活動拠点を有するもの）
- (2) 学生（大学、短大、高等学校、専修学校又は専門学校に在籍する者が5人以上所属し、そのうちの半数以上が市内に在住していること。）

(対象事業)

第3条 対象となる事業は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象団体が実施する事業で、次のいずれかに該当するもの。ただし、学生については、学校行事は除くものとする。
  - ア 過去を振り返り地域に感謝する事業
  - イ 市制20周年を祝う事業
  - ウ 未来への飛躍がイメージできる事業
- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施する事業
- (3) 市民を参加対象とし開催場所が市内である事業。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の事業は対象としない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがある事業
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある事業
- (3) 営利を目的とし、又はそのおそれがある事業。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (4) その他市長が不適當であると認めた事業

(冠称事業の申込み)

第4条 冠称事業を実施しようとする者（以下「申込者」という。）は、冠称の使用を開始する日の30日前までに、御前崎市制施行20周年記念冠称事業申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(冠称事業の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあった事業について、これを審査し、その可否を決定し、御前崎市制施行20周年記念冠称事業承認通知書（様式第2号）又は御前崎市制施行20周年記念冠称事業不承認通知書（様式第3号）により、申込者に通知しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、冠称の使用について条件を付することができる。

(支援内容)

第6条 冠称事業の承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる支援を受けることができる。

(1) 「御前崎市制施行20周年シンボルマーク」の使用

(2) 市の広報媒体による事業のPR

(3) 20周年記念品（以下「記念品」という。）の提供

2 記念品の数は、参加予定人数とする。ただし、数量が多い場合は、この限りでない。

3 記念品の在庫がなくなった場合は、提供を終了するものとする。

(承認の取消し)

第7条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、承認を取消すことができる。

(1) この告示に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

(3) 市長が不相当と認めたとき。

(終了報告)

第8条 事業者は、事業の終了後30日以内に御前崎市制施行20周年記念冠称事業報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(争論等の解決)

第9条 冠称及びシンボルマークの使用に関し、争論又は訴訟が生じた場合は、事業者の責務において解決しなければならない。

2 市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年2月1日から施行する。

(この告示の失効等)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

## 御前崎市制施行 20 周年記念冠称事業申込書

年 月 日

御前崎市長

様

住 所

団 体 名

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

御前崎市制施行 20 周年記念冠称事業募集要綱第 4 条の規定により、次のとおり申し込みます。

事業名	
実施日 又は実施期間	
実施場所	
事業内容	
参加予定人数	人
記念品必要数	個

※ 市ホームページ等に掲載するため、開催要項など事業内容がわかるものを添付してください。

## 御前崎市制施行20周年記念冠称事業承認通知書

第 号  
年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付けで申込みがあった事業について、御前崎市制施行20周年記念冠称事業募集要綱第5条の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

### 記

#### 1 承認の内容

(1) 事業名

(2) 記念品配布数 個

#### 2 交付の条件

(1) 冠称事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合及び冠称事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(2) 冠称事業が予定の期間内に完了しない場合又は冠称事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けなければならない。

御前崎市制施行20周年記念冠称事業不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付けで申込みがあった事業について、御前崎市制施行20周年記念冠称事業募集要綱第5条の規定により、下記のとおり不承認としましたので通知します。

記

1 不承認の内容

事業名

2 不承認の理由

## 御前崎市制施行20周年記念冠称事業報告書

年 月 日

御前崎市長 様

住 所  
団 体 名  
代 表 者 氏 名  
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により承認を受けた事業が完了したので、御前崎市制施行20周年記念冠称事業募集要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

事業名	
実施日 又は実施期間	
実施場所	
事業内容	
参加人数	人

※ 市ホームページ等に掲載するため、開催要項など事業内容がわかるものを添付してください。